

大阪市規則第108号

大阪市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市環境影響評価条例施行規則（平成11年大阪市規則第65号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(港湾環境影響評価その他の手続) 第47条 第11条から第27条まで、第38条第2項から第4項まで及び第39条第4項（第5号を除く。）の規定は、条例第35条第1項の規定による港湾環境影響評価その他の手続について準用する。この場合において、第11条中「第13条第1項第9号」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第13条第1項第9号」と、「第4条第1号及び第2号に掲げる事項」とあるのは「対象港湾計画の策定の経緯」と、第12条第1項中「第13条第2項」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第13条第2項」と、「環境影響評価準備書」とあるのは「港湾環境影響評価準備書」と、「第5条各号に掲げる事項」とあるのは「大阪港港湾管理者（以下「港湾管理者」という。）の名称、主たる事務所の所在地及び連絡先並びに対象港湾計画の名称」と、同条第2項中「第13条第2項」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第13条第2項」と、「別表第2の左欄に掲げる対象事業の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる行為（同欄	(港湾環境影響評価その他の手続) 第47条 第11条から第27条まで、第38条第2項から第4項まで及び第39条第4項（第5号を除く。）の規定は、条例第35条第1項の規定による港湾環境影響評価その他の手続について準用する。この場合において、第11条中「第13条第1項第9号」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第13条第1項第9号」と、「第4条第1号及び第2号に掲げる事項」とあるのは「対象港湾計画の策定の経緯」と、第12条第1項中「第13条第2項」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第13条第2項」と、「環境影響評価準備書」とあるのは「港湾環境影響評価準備書」と、「第5条各号に掲げる事項」とあるのは「大阪港港湾管理者（以下「港湾管理者」という。）の名称、主たる事務所の所在地及び連絡先並びに対象港湾計画の名称」と、同条第2項中「第13条第2項」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第13条第2項」と、「別表第2の左欄に掲げる対象事業の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる行為（同欄

に2以上の行為が掲げられている場合にあっては、これらの行為のうちいずれか最初に行われる行為）が行われる」とあるのは「港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第5項の規定により当該港湾計画の変更について大阪市港湾審議会に諮問する」と、第13条中「第15条第1項」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第15条第1項」と、「第6条第4号」とあるのは「第6条第1号中「事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「港湾管理者の名称及び主たる事務所の所在地」と、同条第2号中「対象事業の名称、種類及び規模」とあるのは「条例第35条第1項の対象港湾計画（以下「対象港湾計画」という。）の名称及び第46条の埋立て等区域（以下「埋立て等区域」という。）の面積」と、同条第3号中「対象事業」とあるのは「対象港湾計画に定められる条例第34条の港湾開発等（以下「港湾開発等」という。）」と、同条第4号」と、「第14条」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第14条」と、「第17条第1項」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第17条第1項」と、第14条中「第15条第1項」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第15条第1項」と、「準備書等」とあるのは「準備書等」と、同条第2号中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と」と、第15条第1項中「事業者」とあるのは

に2以上の行為が掲げられている場合にあっては、これらの行為のうちいずれか最初に行われる行為）が行われる」とあるのは「港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第3項の規定により当該港湾計画の変更について大阪市港湾審議会に諮問する」と、第13条中「第15条第1項」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第15条第1項」と、「第6条第4号」とあるのは「第6条第1号中「事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「港湾管理者の名称及び主たる事務所の所在地」と、同条第2号中「対象事業の名称、種類及び規模」とあるのは「条例第35条第1項の対象港湾計画（以下「対象港湾計画」という。）の名称及び第46条の埋立て等区域（以下「埋立て等区域」という。）の面積」と、同条第3号中「対象事業」とあるのは「対象港湾計画に定められる条例第34条の港湾開発等（以下「港湾開発等」という。）」と、同条第4号」と、「第14条」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第14条」と、「第17条第1項」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第17条第1項」と、第14条中「第15条第1項」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第15条第1項」と、「準備書等」とあるのは「準備書等」と、同条第2号中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と」と、第15条第1項中「事業者」とあるのは

「港湾管理者」と、「第16条第1項」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第16条第1項」と、同条第2項中「第16条第2項」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第16条第2項」と、同項第1号中「第6条第1号から第3号までに掲げる事項」とあるのは「港湾管理者の名称及び主たる事務所の所在地、対象港湾計画の名称及び埋立て等区域の面積並びに対象港湾計画に定められる港湾開発等の実施を予定している区域」と、同項第2号中「第14条」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第14条」と、同条第3項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「第16条第2項」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第16条第2項」と、同条第4項中「第16条第3項」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第16条第3項」と、同項第1号中「第9条第1号及び第2号に掲げる事項」とあるのは「港湾管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに対象港湾計画の名称」と、同項第4号中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、同条第5項中「第16条第4項」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第16条第4項」と、「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、同条第6項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「第16条第4項」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第16条第4項」と、同項第1号中「第9条第1号及び第2号に掲げる事項」とあ

「港湾管理者」と、「第16条第1項」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第16条第1項」と、同条第2項中「第16条第2項」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第16条第2項」と、同項第1号中「第6条第1号から第3号までに掲げる事項」とあるのは「港湾管理者の名称及び主たる事務所の所在地、対象港湾計画の名称及び埋立て等区域の面積並びに対象港湾計画に定められる港湾開発等の実施を予定している区域」と、同項第2号中「第14条」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第14条」と、同条第3項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「第16条第2項」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第16条第2項」と、同条第4項中「第16条第3項」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第16条第3項」と、同項第1号中「第9条第1号及び第2号に掲げる事項」とあるのは「港湾管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに対象港湾計画の名称」と、同項第4号中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、同条第5項中「第16条第4項」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第16条第4項」と、「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、同条第6項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「第16条第4項」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第16条第4項」と、同項第1号中「第9条第1号及び第2号に掲げる事項」とあ

るのは「港湾管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに対象港湾計画の名称」と、第16条中「第17条第1項」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第17条第1項」と、「第8条第3号」とあるのは「第8条第2号中「対象事業」とあるのは「対象港湾計画」と、同条第3号」と、第17条の見出し中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、同条中「第17条第3項」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第17条第3項」と、「第9条第3号」とあるのは「第9条第1号中「事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「港湾管理者の名称及び主たる事務所の所在地」と、同条第2号中「対象事業」とあるのは「対象港湾計画」と、同条第3号」と、「第17条第1項」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第17条第1項」と、第18条第1項中「第18条第1項」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第18条第1項」と、同条第2項第1号中「第9条第1号及び第2号に掲げる事項」とあるのは「港湾管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに対象港湾計画の名称」と、同条第3項及び第21条中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、第22条の見出し中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、同条中「第19条後段」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第19条後段」と、「第9条第3号」とあるのは

るのは「港湾管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに対象港湾計画の名称」と、第16条中「第17条第1項」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第17条第1項」と、「第8条第3号」とあるのは「第8条第2号中「対象事業」とあるのは「対象港湾計画」と、同条第3号」と、第17条の見出し中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、同条中「第17条第3項」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第17条第3項」と、「第9条第3号」とあるのは「第9条第1号中「事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「港湾管理者の名称及び主たる事務所の所在地」と、同条第2号中「対象事業」とあるのは「対象港湾計画」と、同条第3号」と、「第17条第1項」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第17条第1項」と、第18条第1項中「第18条第1項」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第18条第1項」と、同条第2項第1号中「第9条第1号及び第2号に掲げる事項」とあるのは「港湾管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに対象港湾計画の名称」と、同条第3項及び第21条中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、第22条の見出し中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、同条中「第19条後段」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第19条後段」と、「第9条第3号」とあるのは

「第9条第1号中「事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「港湾管理者の名称及び主たる事務所の所在地」と、同条第2号中「対象事業」とあるのは「対象港湾計画」と、同条第3号」と、「第19条に」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第19条に」と、第23条中「第20条第1項」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第20条第1項」と、「第17条第1項」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第17条第1項」と、第24条中「第21条第1項第6号」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第21条第1項第6号」と、「第4条第2号に掲げる事項」とあるのは「対象港湾計画の策定の経緯」と、第25条中「第21条第2項」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第21条第2項」と、「環境影響評価書」とあるのは「港湾環境影響評価書」と、「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「第5条各号に掲げる事項」とあるのは「港湾管理者の名称、主たる事務所の所在地及び連絡先並びに対象港湾計画の名称」と、第26条中「第22条第1項」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第22条第1項」と、同条第1号中「第6条第1号から第3号までに掲げる事項」とあるのは「港湾管理者の名称及び主たる事務所の所在地、対象港湾計画の名称及び埋立て等区域の面積並びに対象港湾計画に定められ

「第9条第1号中「事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「港湾管理者の名称及び主たる事務所の所在地」と、同条第2号中「対象事業」とあるのは「対象港湾計画」と、同条第3号」と、「第19条に」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第19条に」と、第23条中「第20条第1項」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第20条第1項」と、「第17条第1項」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第17条第1項」と、第24条中「第21条第1項第6号」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第21条第1項第6号」と、「第4条第2号に掲げる事項」とあるのは「対象港湾計画の策定の経緯」と、第25条中「第21条第2項」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第21条第2項」と、「環境影響評価書」とあるのは「港湾環境影響評価書」と、「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「第5条各号に掲げる事項」とあるのは「港湾管理者の名称、主たる事務所の所在地及び連絡先並びに対象港湾計画の名称」と、第26条中「第22条第1項」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第22条第1項」と、同条第1号中「第6条第1号から第3号までに掲げる事項」とあるのは「港湾管理者の名称及び主たる事務所の所在地、対象港湾計画の名称及び埋立て等区域の面積並びに対象港湾計画に定められ

る港湾開発等の実施を予定している区域」と、第27条中「第22条第1項」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第22条第1項」と、「評価書」ととあるのは「評価書」と、同条第2号中「事業者」とあるのは「港湾管理者」とと、第38条の見出し中「対象事業」とあるのは「対象港湾計画」と、同条第2項中「第30条第1項ただし書」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第30条第1項ただし書」と、「対象事業に係る環境影響（条例第2条第1項に規定する環境影響をいう。）」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等が環境に及ぼす影響」と、同条第3項中「第30条第1項ただし書」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第30条第1項ただし書」と、同条第4項中「第30条第2項」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第30条第2項」と、同項第1号中「第6条第1号及び第2号に掲げる事項」とあるのは「港湾管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに対象港湾計画の名称及び埋立て等区域の面積」と、同項第2号中「対象事業の」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等の」と、「区域又は当該対象事業を実施した区域」とあるのは「区域」と、第39条の見出し中「対象事業」とあるのは「対象港湾計画」と、同条第4項中「第31条第2項」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第31条第2項」と、同項第1号中「第9条

る港湾開発等の実施を予定している区域」と、第27条中「第22条第1項」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第22条第1項」と、「評価書」ととあるのは「評価書」と、同条第2号中「事業者」とあるのは「港湾管理者」とと、第38条の見出し中「対象事業」とあるのは「対象港湾計画」と、同条第2項中「第30条第1項ただし書」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第30条第1項ただし書」と、「対象事業に係る環境影響（条例第2条第1項に規定する環境影響をいう。）」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等が環境に及ぼす影響」と、同条第3項中「第30条第1項ただし書」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第30条第1項ただし書」と、同条第4項中「第30条第2項」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第30条第2項」と、同項第1号中「第6条第1号及び第2号に掲げる事項」とあるのは「港湾管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに対象港湾計画の名称及び埋立て等区域の面積」と、同項第2号中「対象事業の」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等の」と、「区域又は当該対象事業を実施した区域」とあるのは「区域」と、第39条の見出し中「対象事業」とあるのは「対象港湾計画」と、同条第4項中「第31条第2項」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第31条第2項」と、同項第1号中「第9条

第1号及び第2号に掲げる事項」とあるのは「港湾管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに対象港湾計画の名称」と、同項第2号中「対象事業の」とあるのは「対象港湾計画に定められていた港湾開発等の」と、「区域又は当該対象事業を実施した区域」とあるのは「区域」と、同項第3号中「第31条第1項各号のいずれかに」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第31条第1項第1号又は第2号に」と、同項第4号中「第31条第1項第2号」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第31条第1項第2号」と読み替えるものとする。	第1号及び第2号に掲げる事項」とあるのは「港湾管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに対象港湾計画の名称」と、同項第2号中「対象事業の」とあるのは「対象港湾計画に定められていた港湾開発等の」と、「区域又は当該対象事業を実施した区域」とあるのは「区域」と、同項第3号中「第31条第1項各号のいずれかに」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第31条第1項第1号又は第2号に」と、同項第4号中「第31条第1項第2号」とあるのは「第35条第2項において準用する条例第31条第1項第2号」と読み替えるものとする。
--	--

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(令和7年9月30日揭示済)